

令和2年6月27日

中央大学学会東京杉並区支部の皆様

中央大学学会東京杉並区支部
支 部 長 峯 岸 誠

令和2年度中央大学学会杉並区支部総会について

中央大学学会東京杉並区支部の皆様におかれては、新型コロナウイルスの蔓延への緊急事態宣言は全面的に解除されましたがこの間、御心労は如何ばかりかと拝察いたします。

杉並区支部では、3月～5月の幹事会を皆様の健康と安全を考え、また会場の休館という状況の中で中止させて頂きました。

杉並区内の地域区民センター等の使用は6月5日より再開されました。これを受けて同月15日に幹事会を開催し、今後の支部活動について検討いたしました。特に支部規約第12条に定める定期総会につきましては、会員の状況等と考え密閉、密集、密接を防ぎ、安全に安心して開催できる状況は未だにないと判断いたしました。

つきましては、極めて異例ではありますが、書面による表決とさせて頂きます。以下の手順により取り進めますのでご理解ご協力ください。

記

- 1 同封いたしました定期総会資料をご覧になり、各議案につきましてご審議ください。
- 2 各議案の審議結果は、同封いたしました評決書(はがき)に賛否を記してください。
- 3 **7月15日までに到着した評決書(はがき)により審議を確定**いたします。
- 4 審議確定は次によります。

第11条 会議は総会、役員会とし、支部長が招集し、支部長又は支部長が指示した者が議長を務める。→ 議長は支部長とみなす。

第12条4 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。→ 可否同数の場合は支部長が判断する。

5 その他

- ① 幹事会や地区会、同好会を含む当面の支部活動は会員の安全と安心に配慮し、密閉、密集、密接を防ぐ手段を講じて開催するものとします。
- ② 今後の支部活動につきまして、新型コロナウイルスの蔓延状況により、変更や中止等も考えられますことをご承知おきください。